

令和 4 年 5 月 17 日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K00961

研究課題名（和文）子どもの命と人権に関する地域史研究—近世・近代・現代社会の連続面と断絶面を考える

研究課題名（英文）Japanese local histories related to lives and rights of children:Focusing on continuous and discontinuous characteristics between early modern times and modern times

研究代表者

大杉 由香（OSUGI, Yuka）

大東文化大学・スポーツ健康科学部・教授

研究者番号：60297083

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では近世・近代日本における捨子（棄児）・貧困児童が如何なる社会的処遇を受けていたのか、両時代の連続面と断絶面に注目した。まず明治期には近代的な慈善事業が登場する一方、旧来の救済システムも残り、曲がりなりにも親が養育している場合の公的支援は皆無に近かったことも明らかにした。しかし戦間期に日本でもこうした親への公的援助が不十分ながらも行われるようになり、子どもに対する視線も労働力から保護の対象へと変化した。近代の公的扶助とされる救護法でさえ、児童救済を一見優先させながら、その援助金で家族を養うように仕向ける等、児童の権利を擁護しようとする意識が欧米と比べて希薄であったことを実証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来個別に研究されてきた近世・近代の子どもの問題について、包括的視点から洗い直し、近世と近代の連続面と断絶面について明らかにしようとした点が画期的であった。今まで子どもの社会的養護に関しては、近世と近代では断絶面が強調されがちであったが、慈善事業施設は棄児等の数と比べ僅かであり、明治期は近世以来の周旋屋による里子等の斡旋が続いていたことも今回の研究で見えてきた点であった。また子どもが労働力から保護対象となるのは戦間期であり、1920年代前半までとそれ以降の間に断絶があることは今まで看過されがちであったが、その断絶の詳細についても明らかにした点で新機軸を打ち出したと考えている。

研究成果の概要（英文）： This research focused on social treatment of abandoned children, orphans and poor children from early-modern times to modern times in Japan, especially the consecutive characters and nonconsecutive ones between the two. The relief characteristics of Meiji is that modern charities appeared in the situation where conventional relief systems remained and public assistance would not support poor problem parents. Social works related child welfare made progress and began to assist poor problem parents after the 1920s and their attitudes to their children changed from relying on them as little breadwinners to protective objects. Also public relief preferred to save poor children than other poor superficially, although it tended to compel the children to feed the family by the meager allowances even after enforcement of The Relief Act in 1932. In short, there was a weaker social atmosphere to protect rights of children in Modern Japan than in Western Europe and the U.S.A at that time.

研究分野：日本史・社会福祉

キーワード：公共圏 警察社会事業 地方格差 子どもの権利 名望家 捨子（棄児） 都市下層社会 教育権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

現在においても日本社会では、子どもの命と存在のあり様は、西欧と比較した場合、親の個人的関与のあり方やその社会的立場に帰するところが大きく、いわば育児の個別化・孤立化の状況は一向に改善されていない。しかしこの状況はここ近年の話ではなく、実は近代以降に出現したと考えられる。本研究ではこうした問題が顕在化する以前の近世から近代にかけて如何なる社会経済的变化があったのかに注目することとした。そして都市化が進む戦間期以降、一層顕著化した育児の個別化・孤立化に行政や民間の社会事業は如何なる対応をしたのか、その成果と限界に焦点を当てる方向で研究を開始した。

## 2. 研究の目的

- (1) 戦前日本の子どもを取り巻く社会環境(家族のあり方や国家権力の介入のあり様、地域社会の変容)から現代の問題の根源を探り、日本の子どもを取り巻く歴史貫通的問題と時代特殊の問題を明らかにすること。
- (2) 近代以降、近世において存在していた子育てのネットワークが活かされなくなってしまった背景には何があるのかを探ること。
- (3) 捨子・棄児をされることで生じる子どもの地域間移動に注目し、地域間の相互連携のあり様や救済のスタンスの相違等について考察すること。
- (4) 近世・近代において「官」(藩・国等の行政部分)「公」(あるいは「民」、地縁、非営利団体等)「私」(家族・親族等の血縁を中心とした関係)の領域は子どもの成長にどう関わったのかを考究すること。

## 3. 研究の方法

- (1) 各地方の公文書館や資料館等の1次史料の中から、研究対象とする時代の捨子(棄児)や貧困児童の個別事例を収集し、救済された子どもたちの家庭環境、救済団体の当時の状況並びにその救済方法を探った。
- (2) それぞれの研究メンバーが近世および近代の子どもに関する個別研究を進める一方で、全体を通して、近世と近代の間にある連続面と断絶面を探った。
- (3) なお、(1)に見られるような虫瞰的視野の研究を進めるだけでなく、鳥瞰的視野の研究も同時に進めた。特に近代以降は救済がある程度中央集権化されたため(棄児に関しては棄児養育米給与方、貧困児童に関しては恤救規則、どちらも1932年1月以降は救護法に移行)各府県における国費救済の状況を示す全国統計が存在する。さらに貧困児童のあり様を考察するにあたって重要な指標となる就学率に関する全国統計も『日本帝国統計年鑑』等で詳らかにされていることから、これらを利用する形で、棄児や貧困児童の救済の実態および彼らを取り巻く社会環境がマクロレベルでどう変化したのか、また如何なる地域差があったのかを四半世紀以上にわたって統計的に探った。
- (4) 国際比較の視点からは、西欧の児童問題の専門家を招き、意見交換を行って、日本の児童問題の特殊性、ひいては日本社会の特殊性を明らかにした。

## 4. 研究成果

### (1) 子どもをめぐる歴史貫通的問題と時代特殊的問題の整理

子どもの命をめぐる従来の研究は、歴史貫通的問題と時代特殊的問題を混淆して議論する傾向があったが、本研究では両者を整理することで、各時代が持つ特殊性を明らかにした。

#### 歴史貫通的問題

近世・近代・現代を問わず、一貫して子どもをめぐる問題として浮上しているのは、何らかの事情があって出産が困難で墮胎せざるをえない者および仮に子どもを産んだとしても養育できない者が何処でも一定数は必ずいるということである。そしてその背後には、子どもを家族関係の中に包摂できない問題や貧困が見られた。

他方、捨子(棄児)や貧困児童の立場で見ると、彼らは養育放棄に近い状況に置かれていたがために栄養状態も悪く、乳幼児期までに亡くなるケースが多かった。これは言うまでもなく、子どもは自分の置かれた状況が如何に過酷であっても、成人にそのことを伝える能力を全く持たないか、不十分な形でしか伝えられないため、自らの力で生育環境を改善できないことによる。しかも10代前半位までは、子どもは日常生活の自立や経済的自立が難しいが故に、養育者をはじめとした成人たちが子どもの絶対的支配者になる恐れを秘めており、このことを悪用して子どもを自己の都合の良いように利用・搾取しようとする成人がどの時代も一定数存在した。

#### 時代特殊的問題

##### 1. 近世

の諸問題はどの時代にも見られたが、近世においては「家」で育てられないと判断した場合は墮胎・間引き、捨子といった選択がなされ、かつできるだけ授乳期間を延ばすことで次子出産の間をあけるといった行為もなされていた。ただし捨子があった場合、その村落共同体では子ど

もの生命維持に尽力し、乳の出る女性や捨子の貰い手を探す等、血縁・地縁のネットワークで問題を解決していた。しかしこうしたネットワークから何らかの事情で外れた場合、子どもは死を免れない状況に置かれていたと言える。

## 2. 近代前半（日露戦後位まで）

近代以降も農村では上記のようなネットワークがまだ残存していたものの、都市部では共同体的扶助が崩壊したため、捨子は塵芥のように都市のブラックホールに棄てられる棄児となるケースが少なくなく、捨てる親の側も書置を残さないことが増えた。なお捨てられた子どもたちのセーフティネット構築については、国の救済である棄児養育米給与方（1871年制定）では到底対応できなかったことは既に先行研究でも指摘されてきたが、その実態は不分明であった。しかし本研究を通して、下記の内容が明らかになった。

- A. 棄児養育米給与方の救済のみでは、棄児を養育するには十分な救助金額ではなかったこと
- B. 災害時において大量に発生した孤児等に対して、棄児養育米給与方をはじめとする国費救済は全くと言って良いほど機能していなかったこと
- C. 民間で引き取られた場合、棄児養育米給与方の救助金を受け取って養育するはずの成人たちが引き取った子どもを実質的にネグレクトし、搾取する余地が残されていたこと

言うなれば、子どものセーフティネットは社会的に整備されず、次第に血縁、特に家族に限られる傾向が都市部では強まった訳で、これにより2つの問題が生じたことも本研究から看取できた。

- A. 棄児や施設に引き取られる貧困児童等への露骨な差別的視線の顕在化（特に1914年の戸籍法改正まで、棄児の呼称については戸籍上死ぬまでつきまとう問題があった）
- B. 将来の成長に当たり適切な養護を受けられるかどうかは家族次第であったがために、20世紀初頭までに貧困家庭に生まれた少なからぬ者たちは7~8歳で労働に従事することが普通であって、家族に養護されるどころか、家族を養護する立場に立たされたうえ、幼少でありながら家族を積極的に養護した者はむしろ公的な褒賞の対象とされた。

## 3. 近代後半（戦間期以降）

戦間期になると、貧困家庭の児童でも義務教育を受けることは普通となり、児童は家庭内において労働力から次第に養護される存在へと変化した。その背景には、1923年の工場法改正によって年少労働者の年齢が引き上げられたこと（原則14歳未満の者の使用禁止）の他に、方面委員制度が各地方に普及して（方面委員の活動の詳細に関しては、飯田直樹『近代大阪の福祉構造と展開 方面委員制度と警察社会事業』、部落問題研究所、2021年を参照のこと）、戸籍整理・就学奨励が全国的に行われたことが影響していた。さらに統計的に見た場合、同時期に普通出生率と乳児死亡率が同時に低下していることから、第1次大戦後に子どもは少なく産み大事に育てるべきといった価値観が広く定着し始めたことが本研究を通して見えてきた。そしてその背後には乳幼児の社会的養護を支える社会事業等の発展があり、人工栄養の正しい与え方の普及や上水道の安全性確保（塩素消毒の開始）等は乳児死亡率低下に大きな貢献をしたと考えられる。

またこの時期の社会事業は、方面委員制度に見られるように、親に曲りなりに養育されているケースでも、その養育が社会的に見て問題があると思われる場合には、公的な対応をすることが増えてきた点が前の時代と比較しての特徴である。だが救済は方面委員個人の資質に負うところが大きかったうえ、地方公共団体によっても対応に差があったこと、かつ方面委員をはじめとする成人たちが家族を養護する立場に立つ子どもに対して奨励的な態度を取っていた点では、戦間期においても子どもの社会的養護・権利が確立したとは言えない状態にあった。この点は1933年の児童虐待防止法である程度解決したかに見えたが、実際は家庭内での内職に駆り出されたり、逆に労働力として使えないことから親からの虐待が始まったケースもあり、最終的には問題のある家族に振り回される子どもを社会的に養護する体制は不十分な形でしか成立しなかったのである。

特に本研究を通して驚いたのは、棄児養育米給与方から救護法に移行後、以前から棄児養育米給与方の救済と地方費補助の両方を受けていた者は、この移行で却って処遇が悪化したと看取されたことであった。なお、救護法は貧困家庭の救済に際し、その家庭の成人よりも子どもたちに優先的支給を行ったことを本研究では実証したが、これは寡少な金額からして幼者個人の最低生活保障を考えたものではなく、逆に支給を通して幼者を家族の相互扶助の中に縛る意味があったと推測できた。つまり通説では近代的な公的扶助として高く評価されている救護法であるが、子どもの救済においては必ずしもそうとは言えない側面があることを本研究からは看取できたのである。

## (2) 地域の児童救済ネットワークにおける民間の動きについての新視点

時代が下るにつれ、特に戦間期以降、上記のように各地域において児童救済のネットワークが方面委員を中心に広がることは周知の通りであるが、それ以前のこうしたネットワークについては今まであまり明らかにされてこなかったのが実情であった。また戦間期についても方面委員以外の救済ネットワークに関しては、実態が見えにくいところがあった。本研究ではこれらについても注目し、先行研究では看過されがちであった事実をいくつか発見した。

### 商人による児童救済ネットワークの形成（近世から近代にかけて）

茂木陽一が本科学研究会で発表した「伊勢商人と捨子 幕末維新期の南勢地域における捨子事例の検討」および「三野村利左衛門と三井組育児方」によれば、近世から近代にかけて児童

救済のネットワークには有力商人が関与しており、この点は先行研究ではあまり注目されてこなかった点であった。前者は近世の伊勢商人、後者は近代の三野村利左衛門の事例であるが、時代が異なるとはいえ、商売を超えて地域社会への貢献を目指した点は共通している（**近世と近代の連続面**）。ただ前者は資産家として町共同体の中で品位ある行動を示すといった意識に基づいた救済であったのに対し、後者は共同体的な相互扶助が崩壊した都市部の混乱に対応するための社会奉仕的な救済といった特徴があり、同じ商人による救済でも近世と近代では動機が大きく異なっていた（**近世と近代の断絶面**）。

また「三野村利左衛門と三井組育児方」の研究では、貧困ではあるが品行方正な親に対して育児援助（金銭）を三井組育児方が明治初年に行った事例を分析している。明治期においては、曲がりなりにも親が子どもを養育している場合には、公的救済は勿論のこと、民間の慈善事業による援助も皆無に等しかったが、三野村の死によって短期でその活動を終えたとはいえ、三井組のこうした取組は、時代を先行する画期的なものであったと考えられる。

#### 民間における児童愛護ネットワークの状況（戦間期）

明治期においては、棄児・貧困児童の行きつく先は、慈善事業施設か民間の周旋業者による売買ルート、農家への里子というように、国家は子どもの命の保護や生育環境整備、生存権に全く頓着していなかった。しかし第1次世界大戦期以降、西欧における児童の権利要求の高まりや労働者階級の中でも近代家族を理想とする意識が次第に芽生え始めたことから、児童は愛護されるべき対象と看做されるようになり、そのような風潮の中で義務教育制度の延長や児童福祉法制定も議論されることになった。

戦間期の棄児・貧困児童の対応においては、方面委員の活動に負うところが大きかったことは既述したが、この時期の特徴は、親が経済的に養育困難でない中産階級以上の層でも、より丈夫な我が子を育てるために、乳幼児審査会等を企画する児童愛護 NPO へのアプローチがなされたことである。なお旧来の研究では、こうした NPO については専ら児童愛護のパイオニア的存在として称賛されていたが、本研究からは、これらの活動が事務方の組織私物化や運営者の社会的上昇、皇族への阿諛追従に利用される等、現在のソーシャル・ビジネスの悪い事例を想起させるような、従来指摘されてこなかった大きな社会的問題が見出された。そして中産階級以上を相手とした児童愛護 NPO は、階級を超える形で子どもの人権・命を守る発想は乏しく、いわば戦間期の児童愛護ネットワークは階級分断的であったことが明確になった。

### (3) 捨子（棄児）および貧困児童が直面した地域間格差・相違に関する新機軸

近世における捨子は、捨てられた地域内かもしくは近隣の村で育てられることが多かったのに対し、近代以降の棄児・貧困児童は、所縁の地から都市部あるいはその周辺の施設に移動させられたうえで養育されることが少なくなかった。これは都市部に慈善事業施設が集中していたことや地方では当座の労働力にならない子どもを手放したがる傾向があったためであったが、同時に隔絶した社会経済的格差が都市部（特に東京）と農村部に存在していたが故であった。本研究ではこの問題にも注目し研究を進めたが、その結果、下記のことが判明した。

#### 東京とそれ以外の府県における救済費（国費・地方費）格差問題

1905 年頃から東京府の棄児救済費だけでそれ以外の府県全体を上回るほどの金額が費やされており、その格差は 1930 年代に至るまで是正されることはなかった。

また 1 人当たりの棄児救済費に注目した場合、1913~31 年平均で見ると、東京とそれ以外の府県では 2 倍以上の格差となり、地方費のみに注目すれば 3.3 倍の開きが見られ、従来考えられていた以上に両者間には大きな格差があったことが明らかになった。

#### 東京とそれ以外の府県に見られた救済のスタンスの相違

東京は他地方と比べれば、棄児に対して手厚い保護を行っていたが、同時に東京における恤救規則（貧困者への公的救済）の被救済者と比較した場合、明治期には少なくとも前者と後者は変わらない位の給付額であった。後者は成人も含む金額であったことを考えると、東京は将来的に労働力や兵士になる可能性がある棄児を優先的に救済する一方、障害等で労働不能になった極貧者には容赦なかったことが看取できた。従来の研究では棄児養育米給与方と恤救規則の救済の間の相違は明らかになっていなかったが、今回の分析で具体的な形で格差を見出すことができた。

他方で他地方、特に農村県では共同体維持に直接関わる貧困者救済の方が優先されたが、その背後には、高齢者等は築き上げてきた生活基盤もあって移住による救済を求めないことが影響していた。現に 1932 年以降の救護法においても同様の傾向が見られ、東京とそれ以外の全国では、65 歳以上被救済者が占める割合が後者の方が 10% 程度高く（1933 年時点 東京 14%、それ以外 24.7%）逆に 13 歳以下の比率は東京の方が高い傾向が見取された（同上 東京 48.45%、それ以外 40.93%）。

### (4) 近代日本の貧困児童を取り巻く社会環境と子どもの権利に関する問題

#### 欧州との比較を踏まえての新たな研究の切り口

本科研の近代史研究のメンバー（飯田・大杉）は、政治経済学・経済史学会傘下の福祉社会研究フォーラム（主として西洋経済史研究者）に参加する一方、本科研研究会にもフォーラム関係者を招き、コメントを貰う等をして、西欧との比較で自分たちの研究を位置付ける作業を行った。特に戦間期においては下記の点で大きな差異があったことを発見した。

## 第1次世界大戦による欧州で見られた多数の子ども之死とその被害と無縁でいた日本

大戦を反省する形で欧州では児童の権利に関するジュネーブ宣言が出される等したが、戦場にならなかった日本ではこのような顕著な児童の減少がなかったこともあり、社会で子どもに最善のものを与える義務があるといった意識は広がらず、子どもの生育環境は個別家庭の責任のみが強調される傾向が強かった。

### 西欧では戦間期に児童問題は貧困と切り離される形で対応、日本では公的に貧困問題としての対応に留まり、かつ顕在化した問題についてもできるだけ黙殺する傾向

日本では個別家庭に養育の責任を負わせる傾向が強かったため、親が貧困等でどうしても養育できないか、あるいは義務教育を受けさせない等の不適切な行為が明るみに出ない限り、公的な児童救済は行われなかったし、まして公的機関は一般児童の保護には関心が低かった。そのため、不就学者がほぼいなくなったと表向き言われていた1930年代前半においても、毎年全国で5万人の不就学壮丁が顕在化していたし、障害児の教育保障は事実上全くなされていなかった。

### 西欧における救貧法の伝統と日本における排貧システム

西欧では工業化以前から救貧法が存在し、早い時期から救済される権利が確立していたのに対し、日本では戦前、救済権は確立しなかった。つまり西欧では棄児・貧困児童は公的な救済が宗教団体等による慈善事業の対象として考えられていたのに対し、日本では公的な救済の範囲が相当限定的であったうえに、慈善事業への関心の低さとそれによる資金難もあって、これらの児童の命に関わるセーフティネットは西欧よりはるかに脆弱であった。そしてセーフティネットから漏れた多くの棄児・貧困児童は周旋業者の売買の手にかかる等、1920年代後半までは「市場的対応」が放任されていた点も、日本で子どもの権利に対する意識が低かった証拠とも言える。

### 日本では内発的な形で起きた児童保護に関する運動はすぐに消滅

日本では1922年7月に東京で起きた少女虐待殺人事件から、児童虐待防止を求める民間の声が強くなり、それを「官」が後押しする機運が生まれたものの、関東大震災でその動きはほぼ止まってしまった。結局、そのことに危機感を覚えた一部の社会事業家たちが内務省に働きかけて、やっと1933年に児童虐待防止法が成立したが、包括的な児童福祉法はとうとう戦前には成立しなかった。これを見ても、身体的な虐待防止を超えて子どもの命や権利を守るといった意識は社会全体として低かったと言わざるをえず、西欧と比較にならない状態であった。

### 日本で児童は成人にとって都合の小さな大人であることが求められた

戦間期において日本でも棄児・貧困児童を対象とした社会事業が展開し、子どもの生命と生存を保護する方向で動き出したものの、この場合でも子どもは「保護される客体」として位置付けられ、子どもの権利性の保障を目指す成人側の動きは弱かった。

しかも当時の成人の一般的な感覚は、棄児・貧困児童が「保護される客体」であることに寛容とは言い難く、その最たる事例は孝子褒賞であった(西欧には幼児が親を養うことを美徳する発想は現在に至るまで存在しない)。孝子褒賞は子どもの主体性を成人の都合の良い方向に誘導し、一個人としての権利・主体性ある子どもどころか、「保護される客体」としての子どもであることすら認めず、成人にとって都合の良い小さな大人であることを奨励した社会的行為であった。このような社会状況では、成人側から子どもの権利が要求されることは少なかったのである。

以上のように、本研究では、時代ごとの比較や地域間比較、国際比較をふまえて、多面的に戦前日本における児童の命と権利のあり様を検討してきた。そして現在、問題とされている育児の個別化・孤立化のルーツは近代にあり、その深刻な状況は歴史的に見ても西欧以上であることが明らかになった。つまり「公」(「民」)の運動が「官」に対抗する形で表れて、子どもの権利を獲得していった西欧とは対照的に、日本では「官」に「公」(「民」)が併呑されたうえ、救済制限主義的な「官」に「私」は対抗するどころか、その方針に従って家族や親族による自助努力に邁進する状況に陥ったのである。しかし貧困化が進む現在、自助努力で自分の子どもを守り切るの是一層困難になりつつあり、いわば自助努力のみで乗り切ろうとする国民的メンタリティをどう克服するかが今後の課題となろう。一連の本研究はこのようなメンタリティ克服のヒントも孕んでいると確信している次第である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 大杉由香	4. 巻 238
2. 論文標題 戦前の統計等に見る児童救済の実態 東京及び東京以外の全国の間に存在した棄児をめぐる救済格差問題の変遷	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落問題研究（部落問題研究所）	6. 最初と最後の頁 22 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉由香	4. 巻 28
2. 論文標題 統計から見た戦前日本における不就学問題 性別・地域差による児童間格差問題と児童の権利を考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境創造（大東文化大学環境創造学会）	6. 最初と最後の頁 25 62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 茂木陽一	4. 巻 26
2. 論文標題 三野村利左衛門と三井組育児方について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地研年報（三重短期大学地域問題総合調査研究室）	6. 最初と最後の頁 41 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田直樹	4. 巻 241
2. 論文標題 近代大阪の「福祉」と民衆世界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 歴史科学	6. 最初と最後の頁 2 14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田直樹	4. 巻 233
2. 論文標題 大阪府方面委員制度の歴史的性格	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 77 101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田直樹	4. 巻 19
2. 論文標題 明治期孤児院と財団法人弘済会の創設	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪歴史博物館研究紀要	6. 最初と最後の頁 1 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉由香	4. 巻 27
2. 論文標題 明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境創造 (大東文化大学環境創造学会)	6. 最初と最後の頁 53 86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 茂木陽一	4. 巻 153
2. 論文標題 近世神宮領における捨子と行き倒れ - 元禄 - 明和期の事例 -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 三重法経	6. 最初と最後の頁 9 46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 沢山美果子	4. 巻 220
2. 論文標題 生きることを歴史から問う 女・子どもの「いのち」を守る社会的紐帯	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 評論	6. 最初と最後の頁 16 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田直樹	4. 巻 18
2. 論文標題 警察社会事業と武田慎治郎の感化実践 大阪府立修徳館と武田塾	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大阪歴史博物館研究紀要	6. 最初と最後の頁 19～36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉由香	4. 巻 58
2. 論文標題 戦間期から戦時期の都市部におけるインテリ層が運営した児童愛護NPOの実態：大阪児童愛護聯盟機関誌『子供の世紀』から見えてきた民間児童愛護事業の役割と限界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大東文化大学紀要 社会科学	6. 最初と最後の頁 161～176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計26件(うち招待講演 3件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 近代日本福祉の小学校依存とその克服 セツルメント再考
3. 学会等名 論文集『戦間期日本とヨーロッパにおける「子どもの権利」(仮称)』研究会(オンライン開催)
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 近代大阪における露天託児実践の源流 部落事務員西村昌道に注目して
3. 学会等名 科研費「子どもの命と人権に関する地域史研究」報告会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 結婚、離婚から見た「家」・女・男 史料に残された江戸時代の生
3. 学会等名 令和3年度山形大学附属博物館公開講座（オンライン開催）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 子どもを育む 歴史のなかで考える
3. 学会等名 岡山県立記録資料館 令和3年度企画展「子どもへのまなざし」みよし記念講演会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 江戸時代の子もたちーいのちをつなぐ
3. 学会等名 みよし風土記の丘ミュージアム（広島県立歴史民俗資料館）令和3年度秋の特別企画展（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 捨て子の生と公共空間 地域・カネ・時代からみた
3. 学会等名 令和3年度国立民俗学博物館共同研究会、「カネとチカラの民俗誌：公共性の生態学にむけて」（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 近世の捨て子と世間 地域と捨て子に添えられた手紙（書付）からみたー
3. 学会等名 科研費「子どもの命と人権に関する地域史研究」報告会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 茂木陽一
2. 発表標題 三野村利左衛門と三井組育児方
3. 学会等名 科研費「子どもの命と人権に関する地域史研究」報告会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 茂木陽一
2. 発表標題 近世後期の捨子 - 豊前小倉藩と紀州藩勢州領の比較検討
3. 学会等名 三重短期大学地域問題研究交流集会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大杉由香
2. 発表標題 戦前日本の各地方における不就学率から子どもの権利格差を考えるー『日本帝国統計年鑑』の教育統計が語る諸問題ー
3. 学会等名 科研費「子どもの命と人権に関する地域史研究」報告会（オンライン開催）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 都市下層社会における子どもと福祉：方面活動を中心にして
3. 学会等名 政治経済学・経済史学会秋期学術大会パネルディスカッション
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 町共同体の解体と捨て子養育の変容 孤児院の設立と相互扶助の行方
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大杉由香
2. 発表標題 戦前の統計等に見る児童救済の実態 東京及び東京以外の全国の間に存在した救済格差問題ー
3. 学会等名 政治経済学・経済史学会秋期学術大会パネルディスカッション
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大杉由香
2. 発表標題 近代日本の災害時における子どもへの対応 問題はどうか社会で受けとめられたのか
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 茂木陽一
2. 発表標題 三野村利左衛門と三井組育児方について
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 知を産み、育む 沢山美果子『性からよむ江戸時代』を題材に
3. 学会等名 岡山大学附属図書館「第26回知好楽セミナー」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 中津川の村むらの天然痘流行と米沢藩の人口増加政策
3. 学会等名 2020年度日本人口学会関西地域部会シンポジウム「疫病と人口と社会」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 明治初期岡山県の墮胎圧殺禁止衆議書と棄児院構想をめぐって 岡山県史野崎家資料にみる一
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 茂木陽一
2. 発表標題 伊勢商人と捨て子 - 長井家・長谷川家を例に -
3. 学会等名 三重短期大学地域問題研究所 第61回地域問題研究交流集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 茂木陽一
2. 発表標題 伊勢商人と捨て子 - 幕末維新期の南勢地域における捨て子事例の検討 -
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 沢山美果子
2. 発表標題 カネと公共圏からみた近世日本の捨て子たち
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 近代大阪の「福祉」と民衆世界
3. 学会等名 大阪歴史科学協議会2019年度大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 大阪府方面委員制度の歴史的 성격
3. 学会等名 第57回部落問題研究者全国集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 日本史研究の立場から（「戦間期ヨーロッパにおける「子どもの権利」」におけるコメント）
3. 学会等名 政治経済学・経済史学会秋季学術大会（東日本台風による延期で2020年1月11日実施）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 飯田直樹
2. 発表標題 明治期孤児院と財団法人弘済会の創設
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大杉由香
2. 発表標題 明治期における棄児・幼弱者たちの救済実態 地域格差と災害の視点からの一考察
3. 学会等名 近世・近代の「行き倒れ」「子ども福祉」科研共同報告会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 飯田直樹	4. 発行年 2021年
2. 出版社 部落問題研究所	5. 総ページ数 353
3. 書名 近代大阪の福祉構造と展開 方面委員制度と警察社会事業	

1. 著者名 沢山美果子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 33
3. 書名 大門正克・長谷川貴彦編『「生きること」の問い方』	

1. 著者名 沢山美果子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 8
3. 書名 平井晶子・落合恵美子・森本一彦編『結婚とケア リーディングス アジアの家族と親密圏 第2巻』	

1. 著者名 沢山美果子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波新書	5. 総ページ数 190
3. 書名 性からよむ江戸時代 - 生活の現場から	

1. 著者名 森明子編（沢山美果子分担執筆、241～262頁）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 328
3. 書名 ケアが生まれる場－他者とともに生きる社会のために－	

1. 著者名 松江市史編集委員会編（沢山美果子分担執筆、376～445頁）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 松江市史編集委員会、松江市	5. 総ページ数 790
3. 書名 松江市史 通史編 4 近世	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	沢山 美果子  (SAWAYAMA Mikako)  (10154155)	岡山大学・社会文化科学研究科・客員研究員   (15301)	
研究分担者	飯田 直樹  (IIDA Naoki)  (10332404)	公益財団法人大阪市博物館協会（大阪文化財研究所、大阪歴史博物館、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術・大阪歴史博物館・主任学芸員   (84433)	



6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	茂木 陽一  (MOGI Youchi)  (80200327)	公益社団法人部落問題研究所・その他部局等・研究員    (74305)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	樋上 恵美子  (Higami Emiko)	部落問題研究所・その他部局等・研究員   (74305)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関